

旭川市水道局告示第 3 7 号

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 第 4 項において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び旭川市下水道条例施行規程（昭和 5 2 年水道事業管理規程第 5 号）第 2 3 条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は旭川市水道局において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 1 0 月 6 日

旭川市水道事業管理者 富 岡 賢 司

- 1 お客様番号及び検針年月日
別紙のとおり
- 2 書類の交付場所
旭川市水道局上下水道部料金課
- 3 納入場所
旭川市水道事業出納取扱金融機関（北海道銀行）
旭川市水道事業収納取扱金融機関
旭川市水道局
旭川市役所、各支所及び出張所並びに東部まちづくりセンター
下水道使用料の収納事務を取り扱うコンビニエンスストア等
- 4 送達を受けるべき者
別紙のとおり

令和8年10月6日 公示送達者一覧

通番	お客様番号	使用者名	検針日
1	6206431-005	永沼 拓也	令和8年5月7日
2	8306517-004	小笠原 徹也	令和8年7月13日
3	7300874-002	渡邊 正史	令和8年7月16日